

# 所沢市建設工事の前金払の支払限度額の撤廃について

建設工事の受注者における資金繰りの円滑化・安定化及び資金調達の負担軽減による公共工事の適正な施工及び履行の確保等を図るため、所沢市建設工事標準請負契約約款第35条の規定による請負代金額の前払金支払について、令和5年4月1日以降に公告等を行う工事から上限額を撤廃することとしましたので、お知らせします。

## 1. 概要

改正前	改正後
前金払の割合 10分の4以内 前金払の限度額：1億円	前金払の割合 10分の4以内 前金払の限度額： <b>なし</b>
中間前金払の割合 10分の2以内 中間前金払の限度額：5千万円	中間前金払の割合 10分の2以内 中間前金払の限度額： <b>なし</b>

- ※ 建設工事の請負代金額が130万円以上の場合に限ります。
- ※ 受注者が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した場合に限ります。
- ※ 複数年度に跨る工事については各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行います。

## 2. 適用

**令和5年4月1日**以降に公告等を行う工事から適用します。

問合せ先： 所沢市並木1-1-1  
所沢市総務部契約課  
☎04(2998)9058  
E-mail：a9058@city.tokorozawa.lg.jp